

(別記様式第1号)

計画書作成年度	令和5年度
計画主体	糸島市

# 糸島地域鳥獣被害防止計画

<代表連絡先>

担当部署名 糸島市農林水産部農地政策課  
所在地 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号  
電話番号 092-332-2089  
FAX番号 092-321-0922  
メールアドレス nochi@city.itoshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アナグマ、ニホンザル、アライグマ、シカ ヒヨドリ、カラス、ドバト、カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福岡県糸島市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	品目	被害の現状			
		被害数値			
		被害金額		被害面積	
(獣類)					
イノシシ	水稻	8,812	千円	8.39	ha
	麦類	10	千円	0.03	ha
	豆類	5	千円	0.02	ha
	果樹	1,378	千円	0.25	ha
	飼料作物	34	千円	0.09	ha
	野菜	5,527	千円	0.65	ha
	いも類	1,708	千円	0.31	ha
	その他	757	千円	0.06	ha
	イノシシ計	18,231	千円	9.80	ha
アナグマ	果樹	50	千円	0.01	ha
	飼料作物	30	千円	0.08	ha
	野菜	299	千円	0.01	ha
	アナグマ計	379	千円	0.10	ha
ニホンザル	野菜	152	千円	0.06	ha
	ニホンザル計	152	千円	0.06	ha
(鳥類)					
ヒヨドリ	野菜	25	千円	0.01	ha
	ヒヨドリ計	25	千円	0.01	ha
カラス	果樹	55	千円	0.02	ha
	野菜	60	千円	0.00	ha
	カラス計	115	千円	0.02	ha
カモ	麦類	65	千円	0.18	ha
	野菜	727	千円	0.30	ha
	カモ計	792	千円	0.48	ha

(2) 被害の傾向

(イノシシ)

糸島市全域に繁殖しており、特に山間部や島嶼部において深刻な被害をもたらしている。  
平成22年度から継続して侵入防止柵等の設置及び捕獲を行ったことから、被害については減少傾向にあるが、被害総額のおよそ9割を占めており、主な被害作物は水稲、野菜となっている。

(アナグマ)

中山間地域だけではなく、市街地周辺にも出没し、糸島市全域にわたって被害がでている。  
主な被害作物は果樹や野菜となっている。

(ニホンザル)

脊振山系に沿った地域で農作物被害や家屋等の生活環境被害等が発生している。  
糸島市地域では二丈鹿家地区や吉井地区を中心に出没し、野菜・果樹の食害や引き抜きなどの農作物被害がある。  
また、市街地でも、はぐれ猿の目撃が多数寄せられている。

(アライグマ)

糸島市では農業被害は少ないものの、市内で目撃・捕獲されている状況である。  
今後も農作物被害や家屋等の生活環境被害等の報告の拡大が予想される。

(シカ)

農作物被害は報告されていないものの、糸島市近隣で目撃される状況であり、今後、脊振山系の前原地域でも農作物被害等の報告が予想される。

(鳥類)

糸島市では、平地で住宅地に近い河川など水辺周辺の農地で、冬季から春季にかけてカモによる麦類やキャベツなどの食害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)		目標値 (令和8年度)	
イノシシ	被害金額	18,231	千円	12,762	千円
	被害面積	9.80	h a	6.86	h a
アナグマ	被害金額	379	千円	265	千円
	被害面積	0.10	h a	0.07	h a
ニホンザル	被害金額	152	千円	106	千円
	被害面積	0.06	h a	0.04	h a
アライグマ	被害金額	0	千円	0	千円
	被害面積	0.00	h a	0.00	h a
シカ	被害金額	0	千円	0	千円
	被害面積	0.00	h a	0.00	h a
ヒヨドリ	被害金額	25	千円	18	千円
	被害面積	0.01	h a	0.01	h a
ガラス	被害金額	115	千円	81	千円
	被害面積	0.02	h a	0.01	h a
ドバト	被害金額	0	千円	0	千円
	被害面積	0.00	h a	0.00	h a
カモ	被害金額	792	千円	554	千円
	被害面積	0.48	h a	0.34	h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

糸島市	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>イノシシ・アナグマ・アライグマ・カラス・ドバト・ヒヨドリ・カモについては、前年度農作物等の被害状況を鑑み、予察捕獲の計画をたて、糸島市有害鳥獣捕獲会による銃器・わなによる捕獲及び糸島市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施している。</p> <p>また、平成24年度から糸島市全域において、農林業者の自衛のための箱わなによるイノシシの捕獲許可を出し、捕獲を行っている。</p> <p>アナグマ等の小型鳥獣の宅地内での捕獲については、平成24年度より狩猟免許を持たない者にも捕獲許可を行い、捕獲を行っている。</p> <p>ニホンザルについては、追払いを基本としているが、必要に応じてわなの設置を行っている。</p>	<p>イノシシの被害金額は減少傾向にあるが、依然として住民からの被害は多数報告されているため、引き続き対策が必要である。</p> <p>アナグマについては、農作物被害で被害額が高い鳥獣であり、引き続き対策が必要である。</p> <p>アライグマについては、捕獲頭数が増加傾向にあることから、生息数が増加していると考えられるため、引き続き対策が必要である。</p> <p>カモについては、農作物被害で被害額が高い鳥獣であり、引き続き対策が必要である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>平成22年度から令和5年度にかけてワイヤーメッシュ柵、電気柵、防鳥ネットの設置及び箱わなを導入した。</p>	<p>集落的な設置を行っているが、未設置地域に被害が集中していることから、被害が増大している地域を中心に設置を行う必要がある。</p> <p>また、農道や水路法面にも被害が出ており、営農に支障が出ているため、対策が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>イノシシ、アナグマについては予察捕獲計画を基に、銃器及びわな等による鳥獣の個体数調整を図る。</p> <p>シカについては、今後目撃情報があった場合、生息実態の把握に努めるとともに被害状況によっては捕獲を推進する。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、推進事業では箱わな等の捕獲機材の購入、狩猟免許取得のための経費軽減措置を行い、整備事業ではワイヤーメッシュ柵、電気柵の整備に取り組んでいく。</p> <p>電気柵の整備では、設置に要する費用の一部を市が補助する事業にも取り組んでいる。</p> <p>また、新たな取り組みとして、行政区と糸島市鳥獣被害対策実施隊が連携した自衛のための箱わなによる捕獲に取り組み、被害軽減を図る。</p> <p>特にイノシシ被害については被害額が減少傾向にあるものの被害が多く、さらにイノシシ捕獲を推進する目的で、狩猟期に捕獲報奨金を交付し、幼獣までを捕獲し農作物の被害軽減に努める。</p> <p>ニホンザルについては、農作物被害等も見受けられることから追い払い活動等により被害防止を図るとともに、被害の拡大状況によっては捕獲を推進する。</p> <p>アナグマについては、農作物被害や生活環境被害が増加傾向にあるため、イノシシ同様、捕獲を推進する目的で狩猟期に捕獲報奨金を交付し、農作物や生活環境の被害軽減に努める。</p> <p>アライグマについては、捕獲頭数が増加傾向にあり、捕獲範囲も拡大していることから、農作物や生活環境の被害軽減に努める。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、糸島市有害鳥獣捕獲会への委託による予察捕獲のほか、糸島市鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわな等を用いた捕獲の実施、狩猟期以外の自衛のための箱わなによる捕獲の推進、行政区と糸島市鳥獣被害対策実施隊が連携した捕獲を実施する。

また、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して捕獲機材を購入し個体数調整に努める。

アナグマについては、糸島市有害鳥獣捕獲会への委託による予察捕獲のほか、糸島市鳥獣被害対策実施隊による箱わなを用いた捕獲を実施し、捕獲の推進を図る。また、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して捕獲機材を購入し、個体数調整に努める。

ニホンザルについては、年間を通じて追払いを実施する。

アライグマについては、糸島市有害鳥獣捕獲会への委託による予察捕獲のほか、糸島市鳥獣被害対策実施隊による箱わなを用いた捕獲を実施し、捕獲の推進を図る。

シカについては、目撃情報を基に生息実態の把握に努める。その結果をもとに捕獲計画の見直しや捕獲体制を整備し個体数調整に努める。

ヒヨドリなどの鳥類については、被害を確認し対処捕獲を実施するとともに、糸島市鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた捕獲の実施など、捕獲の推進を図る。

糸島市有害鳥獣捕獲会による予察捕獲以外にも、地元からの要望や、被害を確認して対処捕獲を実施するとともに、糸島市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を推進していく。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ アナグマ ニホンザル アライグマ シカ ヒヨドリ カラス ドバト カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ用箱わなを追加導入し、猟友会や実施隊などに貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。</li> <li>捕獲報奨金制度により狩猟期におけるイノシシ・アナグマ・アライグマの捕獲数を増加させる。</li> <li>鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集を行い、必要に応じて導入を行う。</li> <li>狩猟免許取得者への講習会費用の助成を行う。</li> <li>シカの捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集を行い、必要に応じて導入を行う。</li> </ul>
令和7年度	イノシシ アナグマ ニホンザル アライグマ シカ ヒヨドリ カラス ドバト カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ用箱わなを追加導入し、猟友会や実施隊などに貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。</li> <li>捕獲報奨金制度により狩猟期におけるイノシシ・アナグマ・アライグマの捕獲数を増加させる。</li> <li>鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集を行い、必要に応じて導入を行う。</li> <li>狩猟免許取得者への講習会費用の助成を行う。</li> <li>シカの捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集を行い、必要に応じて導入を行う。</li> </ul>
令和8年度	イノシシ アナグマ ニホンザル アライグマ シカ ヒヨドリ カラス ドバト カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ用箱わなを追加導入し、猟友会や実施隊などに貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。</li> <li>捕獲報奨金制度により狩猟期におけるイノシシ・アナグマ・アライグマの捕獲数を増加させる。</li> <li>鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集を行い、必要に応じて導入を行う。</li> <li>狩猟免許取得者への講習会費用の助成を行う。</li> <li>シカの捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集を行い、必要に応じて導入を行う。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

糸島市の被害防止協議会の捕獲計画に基づき設定した。  
なお、捕獲計画数は鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性を図るものとする。

イノシシ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度1,903頭、令和3年度1,496頭、令和4年度1,368頭となっており、令和2年度のように年度によって捕獲頭数が大幅に増加することもあることから、2,000頭を見込んでいる。

アナグマ

過去3年間の捕獲実績は令和2年度122頭、令和3年度116頭、令和4年度80頭となっており、捕獲頭数は減少傾向にあるため、200頭を見込んでいる。

ニホンザル

山間部を中心に広い範囲で目撃されており追払いを基本とするが、30頭を目標とする。

アライグマ

令和2年度65頭、令和3年度65頭、令和4年度90頭と増加傾向にあり、目撃情報も増えていることから200頭を見込んでいる。

シカ

糸島市近隣で目撃情報はあるものの捕獲実績はない。繁殖力が強いいため、10頭を見込んでいる。

鳥類

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,000 頭	2,000 頭	2,000 頭
アナグマ	200 頭	200 頭	200 頭
ニホンザル	30 頭	30 頭	30 頭
アライグマ	200 頭	200 頭	200 頭
シカ	10 頭	10 頭	10 頭
ヒヨドリ	500 羽	500 羽	500 羽
カラス	500 羽	500 羽	500 羽
ドバト	500 羽	500 羽	500 羽
カモ	500 羽	500 羽	500 羽

捕獲等の取組内容	
イノシシ アナグマ アライグマ シカ	捕獲手段：箱わな・くくりわな、銃器（但し、集落や住宅付近は除く） 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間 捕獲場所：市街地を除く全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く） アナグマ、アライグマについては、市街地でも箱わなによる捕獲を実施
ニホンザル	捕獲手段：箱わな（場合によっては銃器） 捕獲期間：年間を通し必要かつ適切な期間 捕獲場所：糸島市全域
ヒヨドリ カラス ドバト カモ	捕獲手段：銃器（但し、集落や住宅付近は除く）、箱わな、網 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間 捕獲場所：市街地を除く全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
-----------------------------

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置する。</li> <li>既存施設については、効果が十分に発揮できるよう、実施隊による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。</li> </ul> ・ワイヤーメッシュ 18km ・電気柵 37km	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置する。</li> <li>既存施設については、効果が十分に発揮できるよう、実施隊による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。</li> </ul> ・ワイヤーメッシュ 18km ・電気柵 37km	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置する。</li> <li>既存施設については、効果が十分に発揮できるよう、実施隊による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。</li> </ul> ・ワイヤーメッシュ 18km ・電気柵 37km
ヒヨドリ カラス ドバト カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況に応じ、防鳥ネットを設置する。</li> <li>設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、実施隊等による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況に応じ、防鳥ネットを設置する。</li> <li>設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、実施隊等による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況に応じ、防鳥ネットを設置する。</li> <li>設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、実施隊等による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。</li> </ul>

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ アナグマ アライグマ	地域による追い払い活動 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、放置果樹等の伐採、耕作放棄地の解消等）
	ニホンザル	煙火等による追い払い活動
	ヒヨドリ カラス ドバト カモ	鳥追い払い機等を用いた追い払い 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、放置果樹等の伐採等）
令和7年度	イノシシ アナグマ アライグマ	地域による追い払い活動 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、放置果樹等の伐採、耕作放棄地の解消、緩衝帯の整備等）
	ニホンザル	煙火等による追い払い活動
	ヒヨドリ カラス ドバト カモ	鳥追い払い機等を用いた追い払い 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、放置果樹等の伐採等）
令和8年度	イノシシ アナグマ アライグマ	地域による追い払い活動 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、放置果樹等の伐採、耕作放棄地の解消、緩衝帯の整備等）
	ニホンザル	煙火等による追い払い活動
	ヒヨドリ カラス ドバト カモ	鳥追い払い機等を用いた追い払い 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、放置果樹等の伐採等）

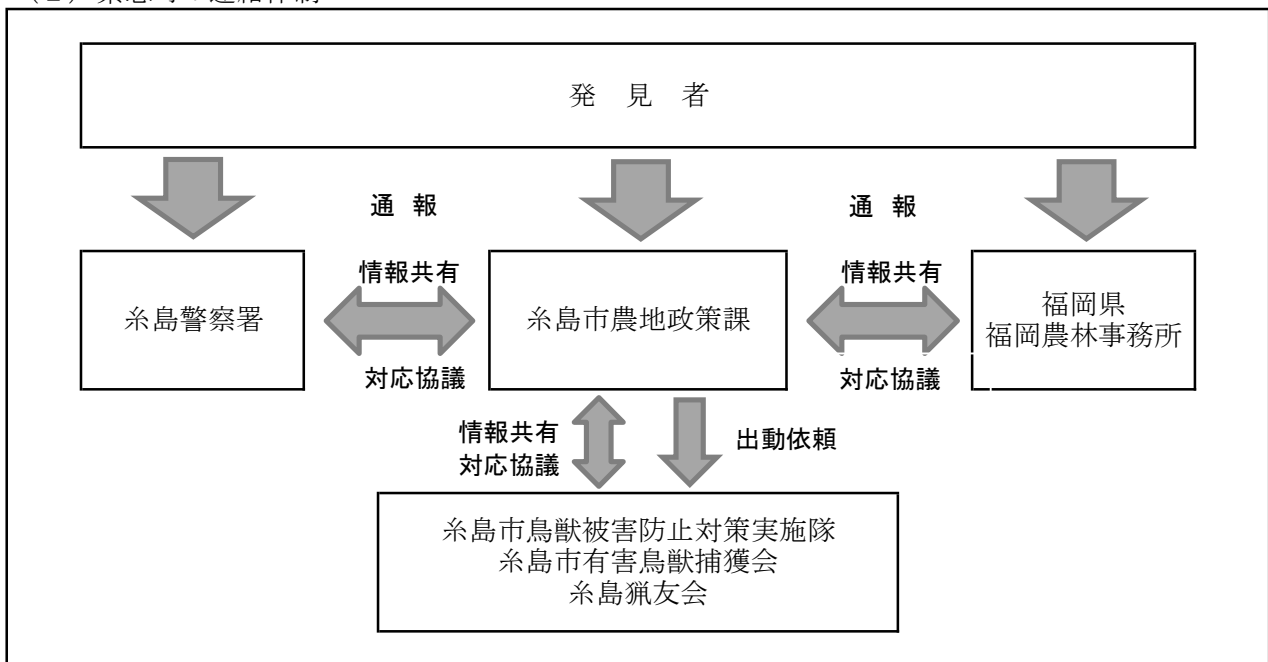


5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
糸島市農地政策課	捕獲許可、住民の安全確保、捕獲対応
糸島警察署生活安全課	住民の安全確保にかかる現場対応
福岡農林事務所農山村振興課	市担当課への指導、助言
糸島市鳥獣被害防止対策実施隊	わなや銃器による捕獲
糸島市有害鳥獣捕獲会	わなや銃器による捕獲
糸島猟友会	わなや銃器による捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、捕獲者自身により自家消費や埋設・焼却処分、また、処理加工施設がある地域周辺については、施設への持ち込みなど適切な処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲者に対し処理加工施設を利用するよう普及啓発を行い、食肉利用の促進を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項  
 (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	糸島市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
糸島市有害鳥獣捕獲会	捕獲者の立場から、事務局が企画立案した内容を検討・助言し、個体数調整を行う
糸島猟友会	捕獲者の立場から、事務局が企画立案した内容を検討・助言し、個体数調整を行う
糸島農業協同組合 営農企画課	防除対策推進及び農林業生産者の立場から、事務局が企画立案した内容を検討・助言し、被害防除の効果を高める
地元農家代表	事務局が企画立案した内容を検討・助言し、被害等情報提供や地元との調整を担う
福岡農林事務所 福岡普及指導センター	事務局が提案した企画を検討し、技術的な助言、検討を行う
糸島市農業振興課	事務局として、防除対策に取り組む
糸島市農地政策課	事務局として、協議会を総括する

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県福岡農林事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う役割
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和5年度において糸島市18名（うち民間隊員15名）を任命済。適宜民間の実施隊員を任命している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策協議会が中心となり、侵入防止柵等の設置及び管理について集落的取り組みを推進するとともに、追い払い等の啓発を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害にかかる情報を関係機関と共有し、有効な取り組みを推進する。